

2026 年 8 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門二丁目 3 番 17 号
マリモ地方創生リート投資法人
代表者名 執行役員 北方 隆士
(コード番号 3470)
資産運用会社名
マリモ・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 北方 隆士
問合せ先 財務管理部長 協山 貴洋
TEL:03-6205-4755

資産運用会社における組織体制の一部変更、利害関係人等取引規程の一部改定
及び重要な使用人の役職の変更に関するお知らせ

マリモ地方創生リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託するマリモ・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2026 年 8 月 27 日開催の取締役会において、2026 年 9 月 1 日付で、本資産運用会社の組織体制の一部を変更すること、利害関係人等取引規程の一部を改定すること及び重要な使用人の役職を変更することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

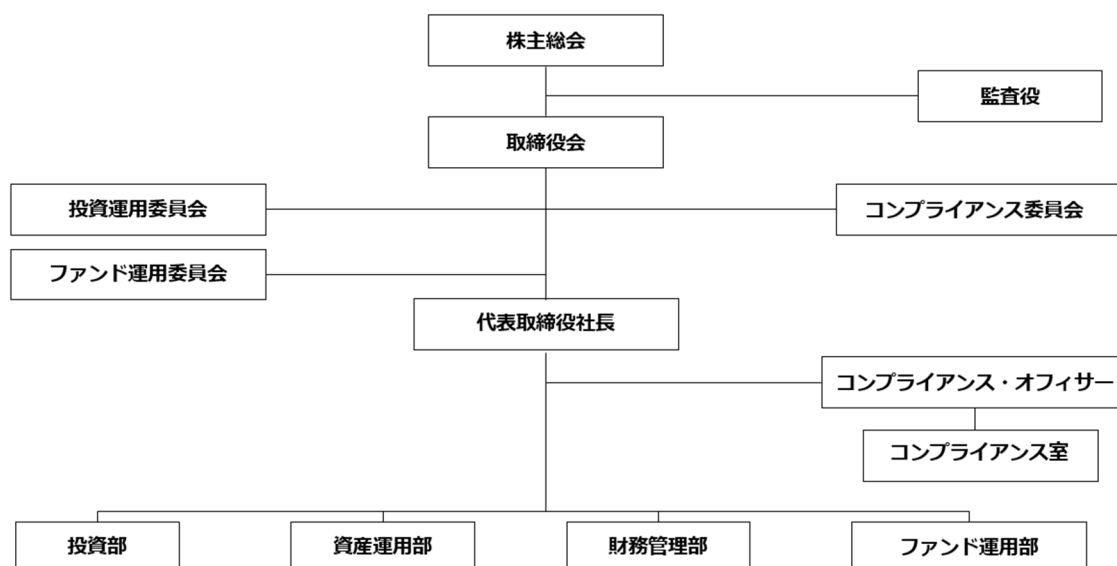
記

1. 組織体制の一部変更の内容

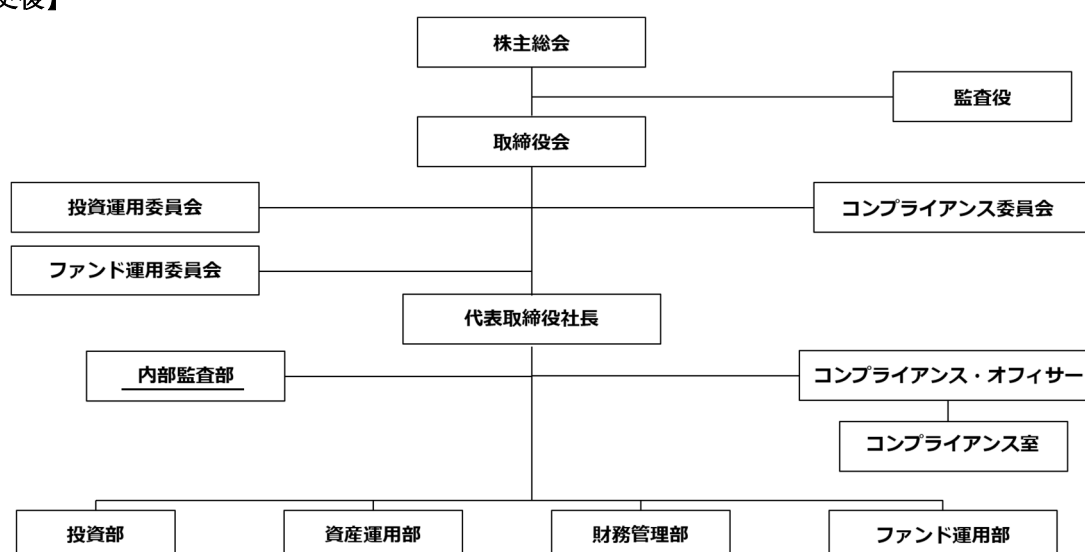
本資産運用会社は、本投資法人のコンプライアンス及びリスク管理業務体制のさらなる強化とともに、コーポレートガバナンス高度化の観点から内部監査機能の重要性が増していることに鑑み、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス室はコンプライアンス及びリスク管理業務に専念し、内部監査業務については一層の独立性と客観性を持たせるべく、「内部監査部」を新設することを決定しました。

変更後の本資産運用会社の本投資法人の資産運用に関連する業務運営の組織体制は、以下のとおりです。

【変更前】



【変更後】



2. 利害関係人等取引規程の一部改定の内容

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用業務における利益相反のおそれをより適切に管理するため、利害関係人等取引規程を改定することを決定しました。

従前の利害関係人等取引規程においては、利害関係人等との取引の定義は、利害関係人等との間で直接行う取引に限定されていましたが、今般の改定により、(ア) ウェアハウジングスキームにより、本投資法人への譲渡を前提に、利害関係人等に該当しない第三者又は特別目的会社に利害関係人等が物件を譲渡した上で、当該第三者又は特別目的会社から本投資法人が物件を取得する場合、(イ) 利害関係人等が売買契約上の地位を本投資法人に譲渡するスキームにより本投資法人が物件を取得する場合、及び(ウ) その他利害関係人等が取引に実質的に関与していると認められる場合についても、利害関係人等との取引に該当するものとみなすこととしました。これに伴い、上記(ア)乃至(ウ)に該当する取引についても、利害関係人等との取引に係る取引基準及び意思決定手続きが適用されることとなります。

3. 重要な使用人の役職の変更について

役職名	氏名	変更内容
財務管理部長兼内部監査部長	脇山 貴洋	役職の変更

(注) 脇山貴洋は、本日現在、財務管理部長を務めていますが、2026年9月1日より内部監査部長を兼務する予定です。

4. 変更の年月日

2026年9月1日

5. 今後の見通し

本件により本投資法人の運用状況の見通しに与える影響はありません。

本件に関しましては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他関係法令の規定に従い、必要な届出等の手続きを行います。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.marimo-reit.co.jp>